

平成 30 年 8 月例会：次第（平成 30 年 8 月 25 日開催）

1. 会長挨拶

2. 報告事項

【会員の状況】 平成 30 年 7 月

(1) 入会者：

退会者：加藤 卓司 先生 近江徳洲会病院 7/31 付
後藤 萬美 先生 さいクリニック 7/31 付

(2) 会員の状況（30 年 7 月）

A 会員： 136 名、 B 会員： 161 名、 合計： 297 名

【総 務 部】

(1) 「医療機関における障害者への合理的配慮 事例集」の周知啓発について

厚生労働省において医療機関における障害者支援や合理的配慮についての実態を把握する調査研究が行われ、今般表題の事例集として報告されたとのことであり、各医療機関に対し障害者差別解消法の趣旨を踏まえ当該事例集等を参考いただき、障害者が安心して医療機関にかかることができる社会の実現に向けて理解と協力をお願いする旨、通知があった。

※ 医療機関における障害者への合理的配慮 事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000331883.pdf>

※ 障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sabetsu_kaisho/dl/iryuu_guideline.pdf

(2) 診療情報の提供に関する指針について

医療機関が保有する診療情報を提供する際の留意事項については「診療情報の提供等に関する指針」（平成 15 年 9 月 12 日付）に示されているところであるが、今般、診療記録の開示に要する費用についての疑義が多数寄せられていることを受け、改めて上記指針を踏まえた適切な対応をお願いする旨、厚生労働省から通知があった。

当該指針の 7「(4) 診療記録の開示に要する費用」において、医療機関の管理者は、申立人から診療記録の開示に要する費用を徴収することができ、開示請求に対応する際に生じた人件費も含まれ得るものであると示されているが、手数料として徴収することができる費用の額は「実費」を勘案して合理的と認められる範囲内とすることが必要とのこと。

※診療情報の提供等に関する指針の策定について

(平成 15 年 9 月 12 日) (医政発第 0912001 号)

(各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知)

<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/640042.pdf>

(3) 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策等について

本年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、政府において「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が策定され、日本医師会を通じて関係機関への周知と協力依頼があった。

病院、診療所は妊産婦や子ども、保護者の心身の問題に対応することにより、要支援児童等を把握しやすい立場にあり、子ども虐待の早期発見・早期対応において重要な役割を担っていることから、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するように求められている。

また、このような情報提供については、個人情報保護法において、例外的に本人の同意を得ないで情報を提供しても法律違反にならないことに留意していただきたいとのことである。

本緊急対策は、国、自治体、関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう取り組みを進めるものであり、趣旨を理解のうえ適切な対応をお願いしたい。

(4) 平成30年度第2期の滋賀県医師会および日本医師会の会費について

口座振替ではない会員には請求書を8月下旬に送付するので、速やかにお振り込みください。口座振替の会員には、8月27日(月)に指定口座から引き落としをさせていただきます。

(5) 2019年度版医師日記(手帳)の申込みについて

例年のとおり日本医師会から医師日記の斡旋案内があったので、必要な会員は下記により各地域医師会事務局まで申込みいただきたい。

1. 体 裁 前年度と同様 95×160mm 羊皮スウェード(えんじ色) 透明カバー付
2. 価 格 1冊2,100円 消費税込(今回の申込み以降個人で申請の場合は2,300円)
3. 申 込 各地域医師会事務局へ現金を添えて申込み
(申込み締切は各地域医師会の指定による)
4. 配布予定 平成30年12月初旬

(6) 平成30年度 死体検案研修会(基礎)の開催について

今般、日本医師会より平成30年度死体検案研修会(基礎)の開催について案内があったので、参加希望の会員は下記ホームページより詳細をご確認いただきたい。

開催日時：平成30年9月24日(月・祝) 10:00~17:30(受付9:00~)

会 場：日本医師会館1F大講堂(東京都文京区本駒込2-28-16)

定 員：300名(先着順、定員に達し次第締切)

受 講 料：無料(※宿泊費、交通費は各自負担)

申込締切：平成30年9月18日(参加申込みをされた際には本会にもご一報ください)

詳 細：日本医師会HP「医師のみなさまへ」→「医療安全・死因究明」コーナー
(http://www.med.or.jp/doctor/anzen_siin/)

(7) 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針 (医療広告ガイドライン)のQ&Aについて

今般、医療法施行規則等の一部の改正に伴い、「医業、歯科医業若しくは助産所の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」が改正され、本年6月1日から施行された。これにより、平成24年9月28日付「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針」(医療機関ホームページガイドライン)は廃止されるとのことである。

医療に関する広告を行う者は、患者の受診等を誘引するという目的を有するものの、その責務として、患者や地域住民等が広告内容を適切に理解し、治療等の選択に資するよう、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならない。

ついては、表題の新たな指針(医療広告ガイドライン)および当該ガイドラインに関するQ&Aを参照のうえ、医療機関のホームページ等を含む医業に対する広告について適正な維持管理に努めるようお願いする。

厚労省HP参照 (医療広告ガイドライン)のQ&A

- (8) 一定の病気等に係る医師による任意の届出について (総務資料 1) p. 1
・滋賀県警察本部交通部運転免許課高齢運転者等支援係より説明
- (9) 夏休みの海外渡航者に対する感染症予防啓発について (総務資料 2) p. 4
- (10) 大津市の魅力に触れるウォーキング 開催のご案内 (総務資料 3) p. 6
- (11) 平成 30 年度 死体検案研修会 (基礎) の開催について (総務資料 4) p. 7
- (12) 平成 30 年度要保護及び準要保護児童生徒に係る医療券による治療について (総務資料 5) p. 11
- (13) 救急医療ポスター及びC A B+Dカードの送付について (総務資料 6) p. 17
- (14) 平成 30 年度労災診療研修会の開催について (総務資料 7) p. 18
- (15) 湖南地域災害医療訓練の開催のご案内 (総務資料 8) p. 21
- (16) 「第 224 回 大腸疾患研究会」のご案内 (総務資料 9) p. 24
- (17) 平成 30 年度就学時健康診断の実施にかかる協力について (総務資料 10) p. 25
- (18) 風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について (総務資料 11) p. 26
- (19) 平成 30 年度 在宅医療セミナーの開催について (総務資料 12) p. 28
- (20) 平成 31 年度 (第 32 期生) 大津市医師会立看護専修学校生徒募集について (総務資料 13) p. 33
・8 月例会資料に学校案内等在中
- (21) 診療報酬の提供等に関する指針について(周知) (総務資料 14) p. 34

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 高齢者の医薬品適正使用の指針(総論編)について

高齢化の進展に伴い、加齢による生理的な変化や複数の併存疾患を治療するための医薬品の多剤服用等によって安全性の問題が生じやすい状況があることから、平成 29 年 4 月に厚生労働省に「高齢者医薬品適正使用検討会」が設置され、高齢者の薬物療法の安全対策を推進するために、安全性確保に必要な事項の調査・検討が進められており、今般、当該検討会において、「高齢者の医薬品適正使用の指針」が取りまとめられたのでご確認願いたい。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000208852.html>

(2) 医療事故調査制度の普及・啓発に関する協力依頼について

本制度については平成 27 年 10 月より実施されており、制度の推進を図るために更なる普及・啓発が必要とされている。医療事故調査・支援センターHP（下記 URL）よりポスター及びリーフレットのダウンロードができるのでご活用いただきたい。

https://www.medsafe.or.jp/modules/document/index.php?content_id=1

(3) 医療事故情報収集等事業第 53 回報告書の公表について

今般、標記報告書が日本医療機能評価機構より公表された。同様の事例の再発防止および発生の未然防止のため、標記報告書を活用されたい。

なお、報告書は（財）日本医療機能評価機構 HP に掲載
医療事故情報収集等事業 HP

<http://www.med-safe.jp/contents/report/index.html>

(4) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 140 腫瘍用薬の総投与量の上限を超えた投与」について

腫瘍用薬の総投与量について、添付文書に記載された総投与量の上限を超えて投与した後、患者に影響があった事例が 2 件報告されてとのことであった。

詳細は、日本医療機能評価機構「医療事故情報収集等事業」のページを確認のうえ、ご留意願いたい。

<http://www.med-safe.jp/>

(5) 「重篤副作用疾患別対応マニュアル」のホームページ掲載について

今般、下記のとおり、「重篤副作用疾患別対応マニュアル」の改定及び新規作成が取りまとめられ、厚生労働省 HP に掲載されたのでご留意願いたい。

1. 次の副作用疾患の「重篤副作用疾患別対応マニュアル」を改定又は新規作成。

(改定)

- 高血糖
- 低血糖
- 骨吸収抑制薬に関連する顎骨壊死・顎骨骨髓炎
※ビスホスホネート系薬剤による顎骨壊死から改称
- 骨粗鬆症

(新規作成)

- 多形紅斑

なお、腎臓領域では、マニュアル全体を見直し、以下とした。

- 急性腎障害(急性尿細管壊死)
- 間質性腎炎(尿細管間質性腎炎)
- ネフローゼ症候群
- 血管炎による腎障害(ANCA 関連含む)
- 腎性尿崩症
- 腫瘍崩壊症候群
- 低カリウム血症

2. 改定及び新規作成した「重篤副作用疾患別対応マニュアル」は次の HP に記載。

- 厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/11/tp1122-1.html>

(6) 診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱い

について

近年の放射線防護に関する国際的な知見に基づき、当該患者が退出するにあたり、一般公衆及び患者を訪問する子どもの線量限度や介助者等の線量拘束値を確保するため、患者の退出基準等が定められ、指針がとりまとめられた。

については、今後、診療用放射線照射器具を用いた治療については、同指針を参考に、安全性に配慮して実施していただくようご留意願いたい。

詳細は下記 HP「第 4 回医療用放射線の適正管理に関する検討会 資料」を参照

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000191779.pdf>

(7) 「薬局における医薬品・医療機器等安全性情報報告制度への取組みについて(実施手順等の作成のための手引き)」の周知について

今般、公益社団法人日本薬剤師会において、厚生労働科学特別研究事業で示された「医薬関係者の副作用報告ガイダンス骨子」の趣旨を踏まえた薬局における副作用報告への具体的な取組みを示すものとして、「薬局における医薬品・医療機器等安全性情報報告制度への取組みについて(実施手順等の作成のための手引き)」が作成された。

同手引きでは、薬局における副作用等報告制度への具体的な取組みの例示として、「患者に未知の副作用または既知であっても重篤な副作用の発生が疑われる事象が見られた場合、薬剤師は患者への受診勧奨と共に、処方した医療機関に情報提供を行うこと」、「医師による副作用の診断、患者の転帰、検査値等の副作用を疑う状態に関する情報等を医療機関と共有する中で、薬局から副作用等報告する場合には、報告内容について処方元の医師(医療機関)に確認を依頼するとともに、処方した医療機関は連名として記入し、報告書を提出すること」等、医療機関との連携に係る内容が記載されているのでご確認願いたい。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/0000212324.pdf>

(8) 介護医療院創設に伴う死亡診断書(死体検案書)の記入方法の変更について

平成 30 年 4 月 1 日以降、介護医療院又は介護老人保健施設で死亡した者の死亡診断書(死体検案書)を交付する場合は、死亡した施設について、介護医療院と介護老人保健施設を区別することになったが、厚労省で平成 30 年 4 月分のデータを確認したところ、括弧内に介護医療院又は介護老人保健施設の別を記載していない死亡診断書(死体検案書)が複数あったとのことである。

については、「死亡したところの種別」欄で「3 介護医療院・介護老人保健施設」を選択している場合は、「施設の名称」欄に施設名を記入の後、括弧書きで“(介護医療院)”又は“(介護老人保健施設)”と記入するようご留意いただきたい。

詳細は、平成 30 年度死亡診断書(死体検案書)記入マニュアルを参照

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>

【保 険 部】

(1) 高齢者に係る高額療養費制度の見直し等について 【日医常任理事通知(保 150)】

(県医師会報 8 月号 P. 28~P. 29 に掲載済)

(保険部資料 1) p. 38

☆添付の資料を参照

(2) 疑義解釈資料(その 6)(その 7)について 【日医常任理事通知(保 115)(保 128)】

(県医師会報 8 月号 P. 32~P. 33 に掲載済)

※厚生労働省ホームページに掲載済

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000336099.pdf>

(7 月 20 日付け 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000340857.pdf>

(7月30日付け 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

- (3) 医療機器の保険適用について（8月1日保険適用分）及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について 【日医発第529号（保135）】【日医事務連絡（保140）】
- (4) 「滋賀県福祉医療費・精神障害者精神科通院医療費助成番号一覧表」（平成30年8月1日版）について
(各診療所・病院には、国保連合会から今月の増減点通知等と一緒に直送済)
- (5) 福祉医療費助成事業等受給者証の切替え、及び福祉医療費請求に係る窓口での資格確認について
(県医師会報8月号P.43に掲載済)
 - ・各福祉実施主体者(市町)発行の福祉医療費受給(助成)券の有効期限が、毎年7月末日となっている(乳幼児福祉医療費助成制度は除く)ことから、8月以降、有効期限切れの受給(助成)券で受診されることが予想される
 - ・当分の間は窓口事務において、福祉医療費受給(助成)券の有効期間及び資格の確認の徹底を図っていただくことと、レセプト及び福祉医療費請求書(連名簿)の請求時には更新後の資格にて請求いただくことにご留意願いたい

〔その他〕

- (6) 向精神薬長期処方研修「不安又は不眠に係る適切な研修」の要件について
(県医師会報8月号P.49に掲載済)
- (7) 各種施設基準の届出について
 - ①初診料に係る機能強化加算 → 要届出事項
※初診料に係る「機能強化加算」についても、近畿厚生局滋賀事務所へ施設基準の届出が必要である点にご留意願いたい
 - ②開設者が変更になった場合、移転開設した場合、医療法人化した場合、診療所から病院あるいは病院から診療所へ変わった場合等は、従前の保険医療機関を廃止し、改めて新規指定申請の手続きを行うことになる。このことに伴い、従前に届出していた健康保険法上の施設基準等も改めて届出が必要となる。
上記の届出を行わなかった場合は、届出が行われていないこととなり、届出漏れが判明した時点で、届出漏れの事項に係る診療報酬の返還請求が行われることになるので、十分留意願いたい。
☆施設基準等の届出書提出先・問い合わせ先
近畿厚生局滋賀事務所審査課
〒520-0044 大津市京町三丁目1-1 大津びわ湖合同庁舎6階 TEL077-526-8114
- (8) 再診料に係る地域包括診療加算・認知症地域包括診療加算及び地域包括診療料・認知症地域包括診療料の施設基準にある『慢性疾患の指導に係る適切な研修』の要件について
※標記施設基準にある『慢性疾患の指導に係る適切な研修^{注)}』の要件については、前回の施設基準届出時から2年毎に当該研修を受講したことを証明する書類を近畿厚生局滋賀事務所へ提出する必要があるので、前回H28年10月1日付け算定開始で届出受理されている医

療機関にあつてはご留意願いたい

- ※注) 日本医師会生涯教育制度に係る研修であり、2年間で通算20時間以上の受講が必要
20時間の講習の中には、カリキュラムコードとして29 認知能の障害、74 高血圧症、
75 脂質異常症、76 糖尿病を含んでおり、それぞれ1時間以上の研修(座学)を受講
しなければならず、かつ服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主
治医機能に関する内容が適切に含まれていなければならない
※研修要件を満たせない場合は辞退の届出を提出する

【平成30年7月豪雨に関する情報】

(9) 平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その20)

【日医常任理事通知(保151)】

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「地震などの災害時における保険診療等に関する情報」のコーナーに關係通知が掲載されている

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryoy/jishin>

【公衆衛生部】

[地域保健]

(1) エボラ出血熱に係る注意喚起について

今般、世界保健機関(WHO)より、コンゴ民主共和国北キブ州(North Kivu 州)においてエボラ出血熱が発生したと情報提供があった。

発生地域であるコンゴ民主共和国北キブ州に渡航された方が受診した場合には、エボラ出血熱を念頭に置いた診療を行うよう周知願いたい。

(2) レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針の一部改正について(通知)

このたびレジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針(平成15年厚生労働省告示第264号)が改正された。これは、高齢者施設において、加湿器内の汚染水のエアロゾル(目に見えない細かな水滴)を吸入したこと等が原因とされるレジオネラ症の感染事例が報告されたことを踏まえ、加湿器の衛生上の措置について明記するためである。主な改正内容は、加湿器による衛生上の措置に関する項目を新たに設け、エアロゾルを発生させる加湿器の衛生上の措置に関する基本的考え方、構造設備上の措置及び維持管理上の措置について定めたことである。ご理解の上了知願いたい。

(3) 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について

連日、記録的な猛暑になっており本年も多数の熱中症による健康被害が発生している。

今後も気温の高い状態は続く見込みであり、熱中症にかかるリスクが高くなると予想されることから、本年は熱中症予防強化月間を8月31日まで延長するとのことである。

国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行うためのツールとしてリーフレットやポスターが作成されたので、下記を参照のうえご活用いただき、啓発等にご協力願いたい。

また、熱中症患者が発生した際の医療機関等での適切な受け入れ、治療については、「熱中症診療ガイドライン2015」を参照願いたい。

※ 厚生労働省 熱中症関連情報

[施策紹介、熱中症予防リーフレット、熱中症診療ガイドラインなど]

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoy/kenkou/nettyuu/

※ 気象庁 熱中症から身を守るために

[気温の予測情報、天気予報など]

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

(4) 風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について

関東地方で風しん届出数の大幅な増加が報告されていることを受け、厚生労働省より周知依頼があった。本件は、お盆期間中の多くの人の往来により、今後、広範な地域において風しん患者が発生し、医療機関を受診する可能性があることから、発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、風しんを意識した診療を行うこと、また、感染拡大防止のため、明らかに風しんの罹患歴のある者、予防接種歴のある者、抗体陽性者を除いた者に対して任意の予防接種を検討することを依頼するものであることをご留意願いたい。

※国立感染症研究所 感染症発生動向調査 (IDWR) (平成30年8月8日時点)

<https://www.niid.go.jp/niid//images/idsc/disease/rubella/2018pdf/rubell18-31.pdf>

※厚生労働省 風しんとは

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/

kekaku-kansenshou/rubella/

[救急災害]

(1) 「救急の日」および「救急医療週間」の実施について

本年度も救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的として下記のとおり実施される。ポスター等が配布されるので、院内掲示等についてご協力願いたい。

救急の日 9月9日(日)

救急医療週間 9月9日(日)～9月15日(土)

(関係配付資料)

CAB+Dカード：各地域医師会を介して各医療機関へ配布予定

救急ポスター：日医雑誌8月号に同封される

(2) AED (自動体外式除細動器) の適切な管理等の実施について

AEDを設置している医療機関においては、消耗品の適切な交換などの維持管理の方法を十分に理解し、日頃から意識するよう周知徹底をお願いしたい。また、AEDの製造業者が提供する日常点検や維持管理等の各種サービスの活用も有効と考えられるので、必要に応じて活用することも検討していただきたい。

なお、AEDの設置機関が行うべき事項等は次のとおりであるので、ご確認願いたい。

(AEDの設置者等が行うべき事項等について)

①点検担当者の配置

②点検担当者の役割：日常点検の実施、表示ラベルによる消耗品の管理、消耗品交換時の対応

3. 講演会・研修会等のご案内

(総務資料15) p.40

4. 当医師会9月の行事予定表

(総務資料16) p.41

☆☆☆ 医協連絡事項 ☆☆☆

＜JapanDoctor'sCARD 新規入会キャンペーンのお知らせ＞

9月30日までに新規ご入会いただいた方から抽選で旅行券が当たるキャンペーンを実施しています。JapanDoctor'sCARDは医師協同組合の組合員である医師とご家族のみが保有できるクレジットカードで、有名百貨店のお支払が最大5%off、有名ホテルでの宿泊料やレストランが10%off等の加盟店特典があります。一般カードであれば年会費無料でおつくりいただけますのでこの機会にぜひお申込みください。

＜夏の医療機器キャンペーンのご案内＞

「医師協スクエア」でもご案内いたしましたが、ただいま夏の医療機器キャンペーンを実施しています。日本光電の心電計・ホルター・AEDを9月30日まで特価でご提供中です。デモも可能ですのでお問い合わせは購買課までお早めにご連絡ください。

＜ジャガー・ランドローバー・ジャパン(株)との新規提携のお知らせ＞

全国医師協同組合連合会で新たにジャガー・ランドローバー・ジャパンと提携を開始いたしました。正規ディーラーでご購入される場合5%割引の特典をお受けいただけます。割引特典の適用には来店あるいは商談前に事前申請が必要になりますので購買課までご連絡ください。

＜介護補償制度の取扱い開始＞

7月1日より新たに全国医師協同組合連合会を団体契約とした「介護補償制度」の取扱いを開始いたしました。

特長としては要介護状態（要介護2以上）となった場合に一時金として最大1,000万円まで補償し、ご本人はもちろん配偶者、ご両親の介護も対象となります。また加入時は医師の診査は不要で告知のみでご加入いただけます。詳細については当組合福祉課までご連絡ください。

～滋賀県医師協同組合に未加入の先生方へ

当組合へご加入いただくことで、様々な組合メリットをご利用いただけますので是非ご検討ください。

またご存知ない先生方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

加入要項	①滋賀県内の開業医（正組合員） ②滋賀県内の病院または診療所に勤務する医師（勤務医部会員）
	ご加入時に出資金（預り保証金）1万円をお預かりさせていただきだけで賦課金・会費等は一切ございません。なお、出資金（預り保証金）は組合脱退時にご返金させていただきます。

*詳しくは当組合まで（077-516-8660）までお問い合わせください。

★資料は草津栗東医師会ホームページ会員ページに掲載

ID :kusakuri

パスワード:kusakuri2016

一定の病気等に係る

総務資料 1



医師による任意の届出



医師の届出とは・・・

病状から自動車等の安全な運転に支障がある場合に公安委員会へ任意に届け出ることができます。

公安委員会への届出が守秘義務違反に問われることはありません。
(道交法101条の6第3項)



Q：届出をする義務があるのですか？

A：届出は任意で義務はありません。

Q：届出したことは患者に知られるのですか？

A：保秘は徹底されており、知られることはありません。

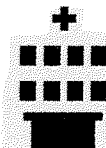


Q：届出したことにより解決した事例はありますか？

A：過去の事例として

- ・アルコール依存症の患者による飲酒運転を止めることができた
 - ・車で通院していた認知症患者がタクシーで通院するようになった
 - ・きちんと通院するようになり、運転できるまで症状が回復した等、適切に対応することができています。
- 専門の担当者による個別対応となりますので、ご安心ください。

まずはご相談ください



患者様が不幸な事故を起こさないために

窓 □

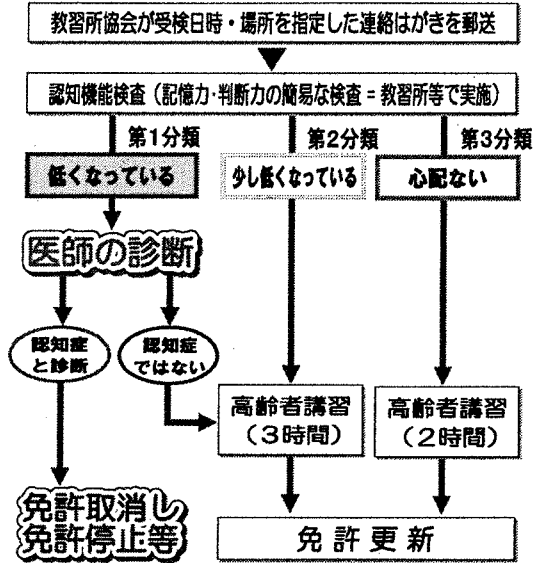
滋賀県警察本部交通部運転免許課

高齢運転者等支援係

☎ 077 (585) 1255 (内線226, 227, 228)



1 認知機能検査の主な流れ等



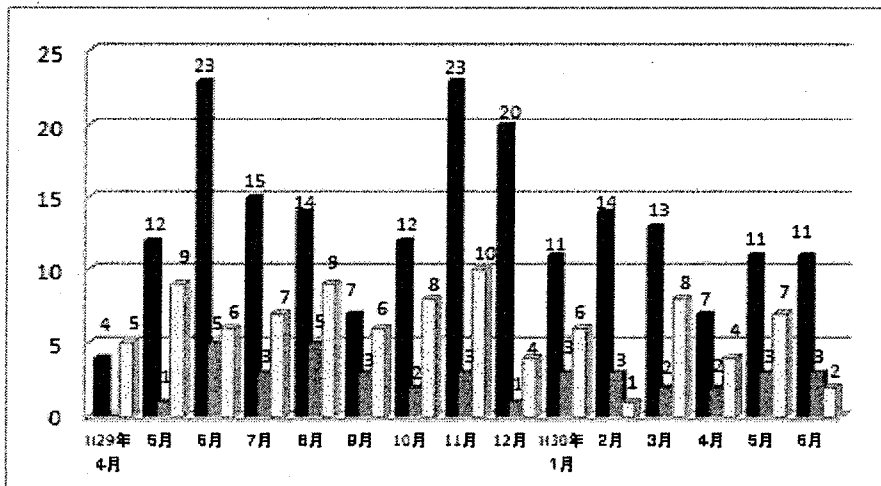
○ 分類別認知機能検査受検者数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年6月末
第1分類	742人	733人	646人	295人
構成率	3.7%	3.7%	2.8%	2.7%
第2分類	6,453人	6,257人	6,860人	3,074人
構成率	32.2%	31.5%	29.4%	28.3%
第3分類	12,823人	12,868人	15,807人	7,486人
構成率	64.1%	64.8%	67.8%	69.0%
合計	20,018人	19,858人	23,313人	10,855人

2 運転免許自主返納者数

	65歳以上			小計	その他の年齢	合計
	65～69歳	70～74歳	75歳以上			
平成27年	372	998	1,491	2,861	147	3,008
平成28年	490	956	1,897	3,343	193	3,536
平成29年	463	880	2,991	4,334	209	4,543
平成30年6月末	158	428	1,913	2,499	69	2,568
平成29年6月末	345	586	1,598	2,529	153	2,682

3 病院別第1分類該当者の診断書発行人数（平成30年6月末）

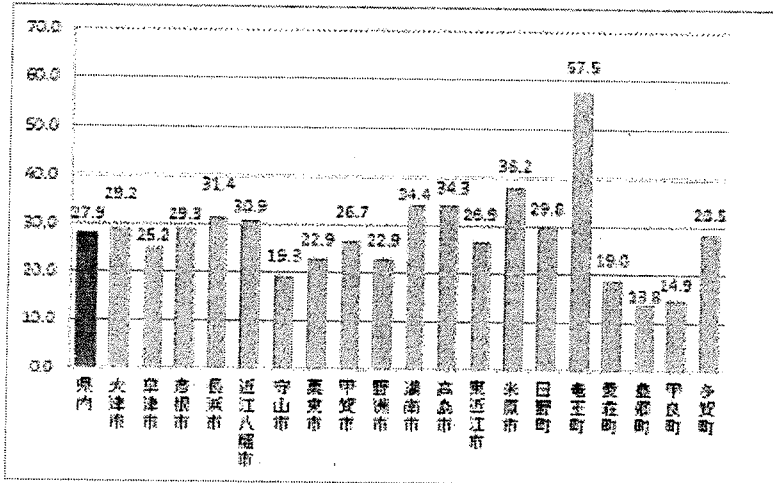


■ 認知症疾患センター
197人(60.1%)
 ■ その他の病院
39人(11.9%)
 □ 診療所
92人(28.0%)

4 第1分類該当者の初回診断結果（平成30年6月末）

	平成29年		平成30年6月末	
	人数	構成率	人数	構成率
認知症である	41人	16.1%	20人	19.0%
認知機能が低下している	152人	59.8%	65人	61.9%
認知症ではない	61人	24.0%	20人	19.0%
合計	254人	100.0%	105人	100.0%

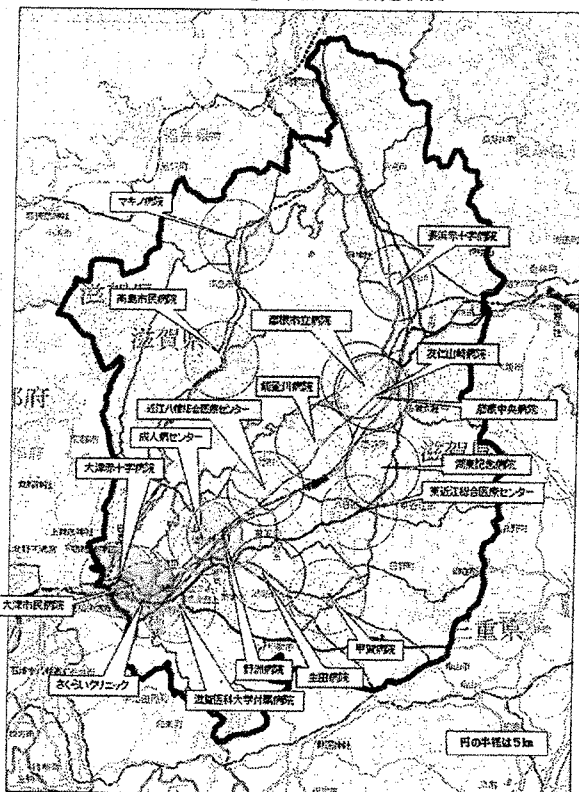
5 市町別第1分類該当者の要受診平均日数（平成30年6月末）



※ 要受診日数とは警察の面談日から診断書発行日までをいう。

6 公安委員会指定医の指定状況（平成29年12月31日現在）

「脳卒中」指定医の指定状況



		人数
1	滋賀	248
	人口1万人当たり	1.78
2	高知	110
	人口1万人当たり	1.51
3	長野	283
	人口1万人当たり	1.35
4	宮崎	149
	人口1万人当たり	1.34
5	岐阜	212
	人口1万人当たり	1.05
全 国		3,317
人口1万人当たり		0.28

- 新たに8疾患77人を指定
- 指定医数248人（全国2位）、人口1万人当たり1.78人（全国1位）

事 務 連 絡
平成 30 年(2018 年)7 月 26 日

一般社団法人滋賀県医師会 }
県内各地域医師会 } 御中
一般社団法人滋賀県病院協会 }

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課

夏休みの海外渡航者に対する感染症予防啓発について

別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課から連絡がありましたので御承知いた
ただくとともに関係者への周知をお願いします。

「夏休みにおける海外での感染症予防について」

■厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/travel-kansenshou.html

■報道発表資料

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000070601.html>

担当

感染症対策係 秋山

TEL 077-528-3632

FAX 077-528-4863

平成30年7月06日（金）

【照会先】

健康局 結核感染症課

感染症情報管理室長：磯貝 達裕

（内線 2389）

課長補佐： 野田 博之（内線 2373）

報道関係者 各位

夏休みの海外旅行では感染症に注意しましょう

海外で気を付ける感染症情報をホームページで提供

夏休みには、多くの方が海外へ渡航されます。海外で感染症にかからないようにするためには、感染症に対する正しい知識と予防法を身に付けることが大切です。

厚生労働省は7月6日に、海外で気を付ける感染症に関する情報を提供するホームページを更新しました。ホームページでは、海外の感染症を感染源で分類し、その症状や現地での具体的な対策を一般の方に分かりやすく紹介するほか、啓発用ポスター、リーフレットを掲載しています。これらについては、各検疫所を通じて空港などでも掲示し、海外渡航者への注意喚起を徹底します。

報道関係者におかれましては、海外渡航者への情報提供と注意喚起に御協力をお願いいたします。

なお、海外での感染症に関する更に詳しい情報は、検疫所ホームページに掲載しています。

記

■厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/travel-kansenshu_v.html

■厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/index.html> 

滋大医発第 227 号
平成 30 年 7 月 19 日

関係各位

公益社団法人大津市医師会
会長 木村 隆
厚生部 部長 祐森 弘子

大津市の魅力に触れるウォーキング 開催のご案内

平素は、本会事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度厚生事業として、県外から大津市に勤務されている先生に大津市の魅力を認識していただくこと、また地元の先生については、改めて大津市の魅力を再発見していただくことを目的に「大津市の魅力に触れるウォーキング」を下記の通り開催させていただきます。

つきましては、ご参加いただける先生方は、10 月 31 日(水)迄に、大津市医師会事務局 FAX (524-3928) へご回答をよろしくお願いいたします。

(びわ湖あさがおネットメール/E-mail(hirai@otsu.shiga.med.or.jp)の受付もしております。)

先着 30 名 参加費無料

記

1. 日時：平成 30 年 11 月 18 日(日) 集合：午前 8 時 50 分 出発：9 時
2. 集合場所：JR 石山駅 2 階広場 松尾芭蕉像前
(大津を愛した松尾芭蕉の案内を読みながらお待ちください)
3. コース：JR 石山駅から JR 瀬田駅
4. 行程：石山駅 9:00→1.3km (旧東海道)→唐橋 9:20-30→0.6km→建部大社 9:40-10:20→0.8km
→ 近江国庁跡 10:30-45 → 2.5km (旧東海道) → 一里塚経由
→ 萱野神社 12:00-15 → 瀬田駅(解散)
※行程の途中地元の方々に史跡などの説明をして頂ける予定です。
5. 実施条件：当日午前 6 時時点で、NHK テレビで滋賀県南部降水確率が 60%以下(少雨決行)
6. 服装：5km 程歩きますので、歩きやすい服装、なお、行程の道はほぼ舗装されています。
7. 持ち物：天候により傘(折畳傘)・帽子など、飲料(道中、自動販売機はあります)
8. 主催：公益社団法人大津市医師会
9. 後援：一般社団法人滋賀県医師会

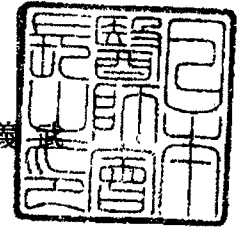
申 込 書	
所 属	
氏 名	
当日の連絡先	

日医発第 537 号(法安 62)F

平成 30 年 8 月 7 日

都道府県医師会長 殿
郡市区医師会長 殿

日本医師会
会長 横倉 義



平成 30 年度 死体検案研修会 (基礎) の開催について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 26 年 6 月に閣議決定された死因究明等推進計画では、全ての医師が基本的な検案の能力を維持・向上できるよう、大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な検案に関する研修が求められております。

その一環として、日本医師会では平成 24 年度から行ってきた死体検案に関する基礎的な研修会を、平成 26 年度より厚生労働省死体検案講習会事業の委託に基づく死体検案研修会 (基礎) として開催しており、本年度も別添の要領で開催することといたしました。

つきましては、貴会管下の会員または非会員を問わず、ご関心のある医師へのご周知のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、申し込みにつきましては、平成 30 年 9 月 18 日(火)までに、【別紙】の申込書に必要事項をご記入の上、FAX にてお申し込みいただきたく存じます。

また本件につきましては、日本医師会ホームページ「医師のみなさまへ」→「医療安全・死因究明」コーナー (http://www.med.or.jp/doctor/anzen_siin/) にも掲載いたしますことを申し添えます。

敬具

平成 30 年度 死体検案研修会(基礎)
実施要領
－受講者募集のご案内－

主催

日本医師会 (平成 30 年度厚生労働省死体検案講習会委託事業)

受講対象者

医師 (会員・非会員を問わず)

開催日時等

開催日	平成 30 年 9 月 24 日 (月・祝)
開催時間	10 時 00 分～17 時 30 分
受付時間	9 時 00 分より開始
開催場所	日本医師会館 1F 大講堂 東京都文京区本駒込 2-28-16 地図等は下記サイト↓を参照 http://www.med.or.jp/jma/about/access.html *JR 山手線「駒込駅」南口より徒歩約 10 分 *東京メトロ南北線「駒込駅」出口 2 より徒歩約 10 分 *都営地下鉄三田線「千石駅」A3 出口より徒歩約 8 分 *車ででの来館はご遠慮ください。駐車できません。
定員	300 名 (先着順、定員に達し次第締切)
受講料	無料 (※宿泊費、交通費は各自のご負担となります。)
修了証	カリキュラムを全て受講し、修了要件を満たしたと判定された方には、後日 (年度内目途)、修了証を発行します。
日本医師会 生涯教育制度 (任意)	本研修会の受講により、日本医師会生涯教育制度 6 単位の取得が可能です。(但し、希望者のみ) カリキュラムコード: 9 (1.5 単位)、1 2 (4.5 単位) *ご希望の方は、受講申込書に必要事項を忘れずにご記入下さい。
申込締切り	平成 30 年 9 月 18 日 (火) まで

申込方法

受講申込書 (別紙) を、平成 30 年 9 月 18 日 (火) までに、
日本医師会 医事法・医療安全課宛に、FAX (03-3946-6295) にてお申込みください。
 お申込み頂いた方には数日中に、【申込み受領証】を FAX もしくは E-mail
 でお送りいたします。【申込み受領証】は当日必ずお持ちください。

なお、受講申込書は、日本医師会ホームページにも掲載しております。

【お問い合わせ先: 日本医師会 医事法・医療安全課 Tel 03-3942-6484 (直)】

次第

進行:日本医師会 常任理事 城守 国斗

時間	内容
10:00	開講
10:00~10:05	挨拶 (日本医師会 会長 横倉 義武)
10:05~10:35	死体検案に係る法令の概説、死体検案書の作成について (厚生労働省医政局医事課 課長補佐 江崎 治朗)
10:35~11:05	警察の検視、調査の視点から (警察庁選定の講師)
11:05~12:05	死体検案 総説 (日本法医学会 理事・教育研究委員会 委員長 島根大学医学部法医学講座 教授 竹下 治男)
12:05~13:05	休憩
13:05~14:05	死体検案の実際 (福岡県医師会 監事 大木 實)
14:05~15:05	救急における死体検案 (日本救急医学会 代表理事 横田 裕行)
15:05~16:05	在宅死と死体検案 (東京都監察医務院 院長 福永 龍繁)
16:05~16:15	休憩
16:15~17:25	死体検案における死亡時画像診断(Ai)の活用 (Ai学会 副理事長 山本 正二)
17:25~17:30	閉講

(注:講義内容、講師等は当日までに変更になる場合がございます。)

FAX : 03-3946-6295

別紙

日本医師会 医事法・医療安全課 行
 (※定員になり次第締切ります。予めご了承ください。)

平成 30 年度 死体検案研修会 (基礎) 受講申込書
【平成 30 年 9 月 24 日 (月・祝) 開催】

申込日: 平成 30 年 月 日

基本情報 及び 受領証の送信先

※すべての項目にもれなくご記入ください。
 申込み受付け後、数日中に FAX または Email にて
 【申込み受領証】を送信します。

医籍登録番号 (6桁)					
フリガナ					
氏名					
所属(医療)機関名					
診療科/部署/役職					
所在地(都道府県)					都道 府県
電話番号	()				—
FAX (又は)	()				—
Email アドレス	@				

「修了証」の送付先

※カリキュラムを全て受講し、修了要件を満たすと判定された方には、
 後日(年度内別途)、修了証を発行します。
 お受取りが可能な送付先をご記入ください。

送付先	〒	—
所属(医療)機関/部署	※勤務先への送付を希望される方のみご記入ください。	
電話番号	()	—

日本医師会生涯教育制度 単位取得について

※本研修会の受講により、日本医師会生涯教育制度
 6単位の取得が可能です。(但し、希望者のみ)
 カリキュラムコード: 9 (1.5単位)、12 (4.5単位)

希望する

希望しない

[希望する]に✓した方は、以下の必要事項をご記入ください。

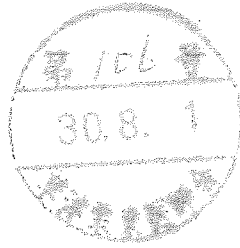
性別	男性	・	女性
医師会加入の有無	会員	・	非会員
会員の場合 所属の医師会名	都道 府県 医師会		都市 区 医師会

※日本医師会に限らず都道府県・都市区医師会のみへの加入の場合も「会員」を選択してください。

※個人情報の取り扱いについて

ご記入いただいた個人情報および修了者名簿は、以下の目的以外には一切使用しません。

- ①本研修会および日本医師会生涯教育制度に係る業務 ②都道府県医師会・都市区医師会との情報共有



草教委教学発第2089号
平成30年 7月30日

関係医療機関 様

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

平成30年度要保護及び準要保護児童生徒に係る医療券による治療について
(依頼)

盛夏の候、あなた様におかれましては益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本市教育行政に格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、生活保護家庭等の経済的困窮世帯の児童生徒が、学校における健康診断で特定の疾病に罹っていると認められた場合、学校保健安全法第24条第1号および同法施行令第8条の規定に基づき、市が当該疾病にかかる治療費について必要な援助を行っております。

具体的な援助方法としては、先ず市教育委員会が治療を要する児童生徒に対し医療券を発行いたします。次に当該児童生徒は当医療券を各医療機関に提示することで自己負担なしで治療を受け、当該治療の終了後、市は各医療機関から当医療券にかかる医療費の請求を受け、支払うこととなっております。

詳細については、下記のとおりですので、趣旨御理解のうえ、本事業の円滑な実施について御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

記

※ 医療券(様式1)を提示し治療を希望する児童生徒について、次の要領により、治療及び診療報酬の請求を行っていただくようお願いいたします。

1. 保護者(児童生徒)から医療券が提出された際、医療券の上部の『保護者』欄は、保護者が記入、押印することになっておりますが、記載漏れがないか確認してください。
2. 医療券で治療できる疾病の範囲は、学校保健法施行令第8条に定める疾病に限りますので、保険診療の対象となる治療のみ、医療券の対象としてください。

【対象となる疾病】 学校保健安全法施行令第8条に定める疾病で次のもの

- (1) トラコーマ及び結膜炎
- (2) 白癬、疥癬及び濃痂疹
- (3) 中耳炎
- (4) 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- (5) う歯(歯石、不正嚙合は対象外)
- (6) 寄生虫(虫卵保有を含む。) 予防的見地から薬品を投与することは対象外

3. 要保護児童生徒(医療券に記載)の場合、生活保護法による医療扶助で治療が受けら

れますが、上記2の学校病の治療については、この医療券が優先されます。該当児童生徒の場合は、保険負担額が異なりますので御注意ください。

4. 医療券の有効期限を11月30日としていますので、有効期限内に治療が完了するよう御協力をお願いします。
5. 治療完了後は、速やかに下記の対応をお願いします。
 - ①医療券（様式1）の【診療報酬請求明細書】欄、医療機関名及び所在地、院（所）長名等について記載押印し、診療報酬請求書（様式3）に必要事項を記載、押印いただき、草津市教育委員会事務局 学校教育課まで必ず直接送付してください。
（治療が完治した時点で、期限まで保管せず、速やかに請求願います。）
 - ②保護者に対する通知（様式2）の下記欄に治療完了の証明を行っていただき、保護者（児童生徒）へ渡してください。
 - ③薬剤について、院外処方される場合は、調剤報酬請求書（様式4）を薬局に渡すよう保護者に伝えてください。
6. 治療費の支払いにつきましては、診療報酬請求明細および請求書の内容についての確認が出来次第、指定された口座へ振り込みいたします。
7. 万が一、医療券を利用しなかった場合は保護者に返却いただくようお願いします。
8. 参考までに、関係様式を添付させていただきます。
 - 要保護及び準要保護児童生徒医療券（様式1）
 - 保護者に対する通知（様式2）
 - 要保護及び準要保護児童生徒診療報酬請求書（様式3）
 - 要保護及び準要保護児童生徒調剤報酬請求書（様式4）


（お問合せおよび 医療券・請求書の送付先）

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

草津市教育委員会事務局学校教育課 Tel.077-561-2421（直通）

要保護及び準要保護児童生徒医療券

(歯科医師)

教育委員会名	草津市教育委員会 	学校名	志津小学校
		所在地	滋賀県草津市青地町827番地

交付第 6 号	(自) 平成30年 7月30日	保 護 の	準要保護	
平成30年 7月30日	(至) 平成30年11月30日	取 扱 い		
受療者	児 童 生 徒 名	生年月日	平成	
		学 年	第 学年	
保護者	住 所 氏 名	印	保 險 有 無	有 無

医療機関の方へ

- ※ 治療終了後、下記および請求書にご記入の上、〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市教育委員会学校教育課へ 月末までにご請求ください。
- ※ ご不明な点は、学校教育課 (Tel.077-561-2421) までご連絡ください。
- ※ 差引請求額は、診療点数に自己負担割合を乗じ、四捨五入せずにご記入ください。

診 療 報 酬 請 求 明 細			
内 容	実施歯科	合計点数	診療総額
初診料及び再診料		点	円
金合金インレー	歯	点	
銀合金インレー	歯	点	社会保険負担の有・無 割 円 (健保・国保・共済・その他)
処 置 料	歯	点	
乳 歯 抜 歯 料	歯	点	
そ の 他		点	差引請求額 円
計	歯	点	

平成 年 月 日

医療機関名及び所在地

院 (所) 長名

印

(様式3)

(医師用)

要保護及び準要保護児童生徒診療報酬請求書

草津市長 様

平成 年 月 日

〒

指定医療機関の所在地

指定医療機関の名称

院 (所) 長 名

印

下記のとおり請求します。

請 求 額	円	
口座振込先	金融機関名	銀行 本店 信用金庫 支店 農業協同組合 出張所
	預金種目	1. 普通 2. 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	預金者名義	

(様式4)

(薬局用)

要保護及び準要保護児童生徒調剤報酬請求書				
草津市長 様				
平成 年 月 日				
〒				
所在地				
名称				
代表者				
㊟				
下記のとおり請求します。				
受療者	学校名		児童生徒 氏名	
受診医療機関名				
調剤総額				
	円			
社会保険料または 国民健康保険負担額				
	円			
差引請求額				
	円			
口座振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合		本店 支店 出張所
	預金種目	1. 普通 2. 当座		
	口座番号			
	フリガナ			
	預金者名義			



滋医発第 141 号
平成 30 年 8 月 8 日

草津栗東医師会 様

滋賀県医師会
会長 越 智 眞 一
[公 印 省 略]

救急医療ポスター及びCAB+Dカードの送付について

平素は、本会事業の推進に格別のご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「救急の日」及び「救急医療週間」における救急医療の普及、啓発活動が実施されていますが、今年度も、その一環として救急蘇生法の普及啓発用のカードを日本医師会が作成しましたので送付致します。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴管内の医療機関に配布いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、例年日本医師会が作成しておりました救急蘇生用のポスターについては、日本医師会雑誌 8 月号に同封して、配布するとの事ですので申し添えます。

記

1. 送付内訳 (CAB+Dカード総数 1,600 枚)
 - (1) ポスター 貴医師会分 1 枚
 - (2) CAB+Dカード 各医療機関 10 枚

平成 30 年 8 月 1 日

各 地 域 医 師 会 長 様

滋賀県医師会

会長 越 智 眞 一

(公 印 省 略)

平成 3 0 年 度 労 災 診 療 研 修 会 の 開 催 に つ い て

平素は、本会事業の推進に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さてこの度、本会では標記研修会を下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、会員各位には別添のとおり Fax. をもって直接ご案内させていただきましたが、貴会におかれましても例会等でご案内いただきますよう、何分のご高配方お願い申し上げます。

記

日 時、会 場：

《大津会場》平成 30 年 9 月 6 日 (木) 14 : 30 ~ 16 : 30

大津プリンスホテル コンベンションホール淡海 2 階

《米原会場》平成 30 年 11 月 1 日 (木) 14 : 30 ~ 16 : 30

滋賀県立文化産業交流会館 小劇場

(詳 細 は 別 添 の と お り)

平成30年度 労災診療研修会のご案内

《医師、医療従事者対象研修会》

共催：滋賀県医師会、滋賀労働局、労災保険情報センター

労災診療費の請求漏れ等をなくし、正しい請求をしていただくことを目的として、標記研修会を、滋賀労働局並びに労災保険情報センターとの共催により下記のとおり開催いたしますので、多数ご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、本年度も交通事故診療に関する研修会は別途開催予定としておりますことを、念のため申し添えます。

記

日時、会場

《大津会場》平成30年9月6日（木） 14:30～16:30

大津プリンスホテル コンベンションホール淡海2階
(大津市におの浜4-7-7 TEL 077-521-1111)

《米原会場》平成30年11月1日（木） 14:30～16:30

滋賀県立文化産業交流会館 小劇場
(米原市下多良2-137 TEL 0749-52-5111)

研修会の内容

- (1) 「本年4月に改定された労災診療費算定基準等について」
滋賀労働局労災補償課分室 担当事務官
- (2) 「労災審査から見た労災診療費請求上の留意点について」
滋賀県医師会 労災保険担当理事
- (3) 「労災保険情報センターの事業について～立替払いと補償保険～」
労災保険情報センター 担当者
- (4) 「労災診療費請求の留意点について」 (労災診療費算定実務研修)
滋賀労働局労災補償課 担当者

本案内は、念のため労災指定医療機関以外にもお送りしております。ご了承ください。

平成30年度 労災診療研修会

共催：滋賀県医師会、滋賀労働局、労災保険情報センター

《 参加申込書 》

医療機関名 _____

所属医師会名 _____

医師会 _____

	参加人数	人数内訳
大津会場 9月6日(木)	名	医師 名 看護師 名 医療事務 名 名
米原会場 11月1日(木)	名	医師 名 看護師 名 医療事務 名 名

※参加予定の会場に参加人数をご記入ください。

※参加者の内訳を把握したいので、恐れ入りますが「人数内訳」欄にも職名ごとの人数をご記入くださいますようお願いいたします。

☆事前にご質問される場合は以下にご記入ください。

◇ 申込締切日は設けず、各研修会当日まで受け付けいたしますので、多数のご参加をお願いいたします。 滋賀県医師会 F A X 0 7 7 - 5 5 2 - 9 9 3 3 ◇

草津栗東医師会

差出人: "南部健康福祉事務所(草津保健所)" <ea30@pref.shiga.lg.jp>
日時: 2018年8月2日 19:55
宛先: "undisclosed-recipients:"
添付: 参加報告((保健所・守山市).doc; 参加報告(災害拠点病院).doc
件名: 災害医療南部地方本部運営訓練等の見学参加依頼について

湖南地域災害医療体制検討委員会 委員様

いつもお世話になりありがとうございます。

先日の会議でご案内したとおり、災害医療南部地方本部運営訓練、
守山市災害医療対策本部運営訓練、済生会滋賀県病院災害訓練、
草津総合病院災害訓練が、下記のとおり実施されます。
ご多忙とは存じますが、是非とも見学参加いただきますよう
お願い申し上げます。

なお、正式文書は別途郵送で送付させていただきます。

- 1 災害医療南部地方本部運営訓練
平成30年8月26日(日) 午前7時から10時20分
場所 南部健康福祉事務所(草津保健所)
- 2 守山市災害医療対策本部運営訓練
平成30年8月26日(日) 午前7時から10時20分
場所 守山市立吉身会館
- 3 済生会滋賀県病院災害訓練
平成30年9月1日(土) 午前8時から12時
場所 済生会滋賀県病院
- 4 草津総合病院災害訓練
平成30年9月9日(日) 午前8時半から12時
場所 草津総合病院

回答締切り 1, 2 8月16日(木)
3, 4 8月24日(金)

滋賀県南部健康福祉事務所
(滋賀県草津保健所)
TEL 077-562-3526
FAX 077-562-3533

[別 紙]

滋賀県草津保健所 総務係（西田・黒瀬）あて
(FAX 077-562-3533)

訓練見学参加報告書

《ご報告担当者》

所 属 _____

職名・お名前 ふりがな _____

T E L _____

災害医療南部地方本部運営訓練・守山市災害医療対策本部運営訓練
平成30年8月26日（日） 時間 午前7時00分～10時20分

① 参加会場 草津保健所・ 守山市立吉身会館

(どちらかに○をつけてください)

② 参加者名 職名 _____

お名前 _____

③ 当日中止になった場合の連絡先

お名前 _____

電話番号 _____

[別 紙]

滋賀県草津保健所 総務係（西田・黒瀬）あて
(FAX 077-562-3533)

訓練見学参加報告書

《ご報告担当者》

所 属 _____

職名・お名前 ふりがな _____

TEL _____

I 済生会滋賀県病院災害訓練

日時 平成30年9月1日（土）8時00分から12時00分
場所 済生会滋賀県病院 2階リハビリテーションセンター

参加者名 職名 _____

お名前 _____

II 草津総合病院災害医療訓練

日時 平成30年9月9日（日）8時30分から12時30分
場所 草津総合病院 9階あおばなホール

参加者名 職名 _____

お名前 _____

III 当日中止になった場合の連絡先

お名前 _____

電話番号 _____

30/8.13

『第224回 大腸疾患研究会』のご案内

拝啓 残暑の候、先生におかれましては益々ご清栄のことと心からお慶び申し上げます。

さて、『第224回大腸疾患研究会』を下記の要領にて開催いたします。

ご多忙とは存じますが、是非ご出席くださいますようご案内申し上げます。

敬 具

平成30年8月

大腸疾患研究会
当番世話人 吉川 周作
(健生会 奈良大腸肛門病センター)

記

日 時	平成30年9月21日(金) 午後6時30分～8時30分
会 場	エル・おおさか 南館 5F 南ホール 大阪府中央区北浜東 3-14 TEL 06-6942-0001
会 費	500円

<症例検討>

司 会 吉川 周作 先生 (健生会 奈良大腸肛門病センター)
向川 智英 先生 (奈良県総合医療センター 消化器・肝胆膵外科)

症 例 1 : 北摂総合病院 消化器内科

極めつきの一例 : 「直腸SM浸潤癌術後サーベイランスで見つかった
小さい大腸ポリープ病変の1例」

西下 正和 先生 (西下胃腸病院)

症 例 2 : 宇治徳洲会病院 消化器内科

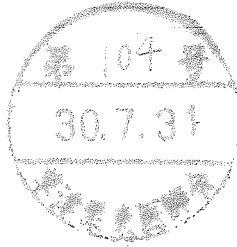
ミニレクチャー : 「大腸CT導入から現在まで」

小谷 知也 先生 (京都府立医科大学 放射線科)

症 例 3 : 大阪医科大学 第二内科

※ 当研究会は、日本消化器内視鏡学会、日本大腸肛門病学会の申請医対象研究会、大阪府医師会生涯研修システム登録研修会です。

※ 病理診断、画像診断 (CT、MRI、PET-CT) など、診断に困っている症例がありましたら当日お持ちください。



草教委ス発第2426号
平成30年7月31日

一般社団法人草津栗東医師会
会長 中嶋 康彦 様

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

平成30年度就学時健康診断の実施にかかる協力について（依頼）
盛夏の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本市教育行政、とりわけ学校保健活動に格別の御尽力、御指導をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、就学時健康診断は例年10月、11月に開催させていただいており、平成22年度より会場を各小学校から公共施設等に変更して、実施させていただいております。今年度につきましても、引き続き同様の方法で予定をいたしておりますので、何卒、よろしくお願いたします。

つきましては、下記のとおり実施予定でありますので、各学校の内科医の皆様の日程を調整させていただきたく、御協力につきまして、よろしくお願申し上げます。

なお、日程調整にあたっては、各学校の内科医の皆様へ個別に御通知をさせていただきます。

記

1. 対象小学校

草津市立小学校の全14校

志津、志津南、草津、草津第二、渋川、矢倉、老上、老上西、玉川、南笠東、山田、笠縫、笠縫東、常盤小学校

2. 予定会場

草津市立総合体育館（草津市下笠町161番地）

草津市立草津クリアホール（草津市野路六丁目15番11号）

3. 開催日程（計7日間）

10月23日（火）、10月24日（水）草津市立総合体育館

10月30日（火）、11月1日（木）草津市立総合体育館

11月14日（水）～11月16日（金）草津市立草津クリアホール

4. その他

- ・1日に行う対象学校は2校の予定です。
- ・検診体制は3名体制を基本に予定しています。
- ・今年度は、会場の確保の都合上、上記開催日程で調整をさせていただきます。

連絡先

草津市教育委員会事務局 スポーツ保健課
学校保健体育係 担当：川越

TEL 561-2423（直通）

FAX 561-2488

滋薬感対第 1070 号
平成 30 年 (2018 年)8 月 17 日

一般社団法人 滋賀県医師会長
一般社団法人 滋賀県病院協会
各地域医師会長

} 様

滋賀県健康医療福祉部
薬務感染症対策課長
(公印省略)

風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について (協力依頼)

平素は、本県の感染症対策に御協力いただき、ありがとうございます。

このことについて、平成 30 年 8 月 14 日付け健感発 0814 第 3 号で厚生労働省健康局結核感染症課長から別紙のとおり通知がありましたので、御承知いただくとともに、貴会会員に対する周知等、御協力をお願いします。

滋賀県健康医療福祉部
薬務感染症対策課
感染症対策係 舟山
TEL : 077-528-3632
FAX : 077-528-4863
E-mail : eh0003@pref.shiga.lg.jp

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）

現在、例年と比較し、関東地方で風しんの届出数が大幅に増加しております。この時期は、多くの人々の往来が見込まれることから、今後、全国的に感染が拡大する可能性があります。具体的には、第 30 週から第 31 週まで（7 月 23 日から 8 月 5 日まで）に 38 例の風しんの届け出があり、多くは 30 代から 50 代の男性が占めていました。30 代から 50 代の男性においては、風しんの抗体価が低い方が 2 割程度存在していることが分かっています。

貴職におかれては、下記の点に留意の上、特に妊婦を守る観点から、診療に関わる医療関係者、これまで風しんにかかっている者、風しんの予防接種を受けていない者及び妊娠を希望する女性等への注意喚起等、風しんに対する一層の対策の実施をお願いします。

記

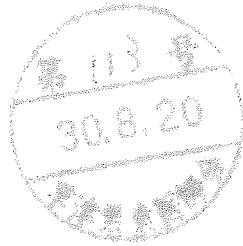
- 1 発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、風しんにかかっている可能性を念頭に置き、最近の海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、風しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、風しんを意識した診療を行うよう周知すること。
- 2 特に 30 代から 50 代の男性のうち、明らかに風しんにかかったことがある、風しんの予防接種を受けたことがある又は風しんに対する抗体が陽性であると確認ができていない者を除いた者に対して、任意で風しんの予防接種を受けることについて、検討いただくよう、周知を図ること。
- 3 妊婦への感染を防止するため、特に
 - ① 妊婦の夫、子ども及びその他の同居家族
 - ② 10 代後半から 40 代の女性（特に妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い者）のうち、明らかに風しんにかかったことがある、風しんの予防接種を受けたことがある又は風しんに対する抗体が陽性であると確認ができていない者を除いた者に対して、任意で風しんの予防接種を受けることについて、検討いただくよう、周知を図ること。

参考 1：感染症発生動向調査（IDWR）（平成 30 年 8 月 8 日時点）（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/rubella/2018pdf/rube18-31.pdf>

参考 2：風しんとは（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_kyou/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/



滋 医 発 第 1 5 3 7 号
 滋 医 福 第 1 5 8 号
 平成30年（2018年）8月10日

各地域医師会長 様

滋 賀 県 医 師 会 長
 滋 賀 県 健 康 医 療 福 祉 部 長
 （ 公 印 省 略 ）

平成30年度 在宅医療セミナーの開催について(依頼)

平素は、本県の地域医療推進のため日々ご尽力を賜り誠にありがとうございます。

さて、超高齢社会を迎え慢性疾患患者や認知症高齢者の増加、医療技術の進歩等による医療処置を必要とする在宅患者の増加など、在宅医療に対するニーズは増えています。

こうしたなか、医療や介護が必要になっても、本人や家族の希望に応じて在宅医療を住み慣れた家庭や地域において可能な限り提供できるよう、地域のかかりつけ医師を中心とした多職種協働によるチーム医療提供体制を整えることが必要です。

そこで、在宅医療（訪問診療）に携わる医師の増加と在宅医療に関する医学的情報の共有と情報交換を目的に、昨年度に引き続き、別紙開催要領により「在宅医療セミナー」を開催することとなりましたので、貴医師会より、会員の皆様に周知いただき、ご参加いただけるようご協力をお願い申し上げます。

なお、平成29年度に実施した医療機能調査にて在宅医療実施の意向があると回答された医師あて、別紙のとおり案内するとともに、市町在宅医療主管課長、訪問看護ステーション連絡協議会、滋賀県薬剤師会、滋賀県歯科医師会の各会長あて参加医師の紹介について依頼しておりますので、ご了承いただきますよう、併せてお願いいたします。

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
 在宅医療福祉係 中村恭子
 TEL:077-528-3529 FAX:077-528-4851

平成30年度 在宅医療セミナー開催要領

1 目的

超高齢社会を迎え慢性疾患患者や認知症高齢者の増加、医療技術の進歩等による医療処置を必要とする在宅療養患者の増加など、在宅医療に対するニーズは増加しています。

こうしたなか、医療や介護が必要になっても、本人や家族の希望に応じて在宅医療を住み慣れた家庭や地域において提供できるよう、地域のかかりつけ医師を中心とした多職種協働によるチーム医療提供体制を整えることが必要です。

そこで、在宅医療(訪問診療)に携わる医師の増加および在宅医療提供の資質向上を目的に「在宅医療セミナー」を開催します。

2 対象

- (1) 診療所に勤務し、今後在宅医療(訪問診療)を行おうとする医師
- (2) 既に訪問診療を行っており、患者数を拡大および資質向上を目指す医師
- (3) 病院に勤務し、在宅医療に興味関心のある医師
- (4) 施設に勤務し、意思決定支援や地域関係機関との連携に興味関心のある医師
- (5) 平成29年に実施した医療機能調査で「今後往診や訪問診療の実施を考えている」と回答した医師
- (6) 平成29年度在宅医療セミナー開催(11月23日)以降に在宅療養支援診療所を届け出た医師

3 実施主体

滋賀県医師会、滋賀県

4 内容 : 別紙「タイムテーブル」のとおり

【テーマ】療養者の思いに寄り添い、人生の最終段階までを多職種チームで支援する。
“意思決定支援”を通じて 地域を変える！ 地域が変わる！

(1) 開催日時・場所

平成30年11月23日(金・祝) 9:00~17:00 (受付は、8時30分~)

会場: 草津総合病院 9階 あおばなホール

(住所: 草津市矢橋町1660 TEL: 077-563-8866)

- #### (2) セミナー形式は、講義、グループワークとし、セミナー終了後、新たに訪問診療を実施される医師および希望者を対象に訪問診療の同行体験をしていただきます。

5 参加申し込み

別紙参加申込書により、9月14日(金)までに県庁医療福祉推進課(FAX077-528-4851、TEL077-528-3529)あて申し込んでください。

6 その他

本セミナーは、日本医師会生涯教育単位取得の予定です。

セミナー終了後、懇親会を草津総合病院食堂において行います。

【平成30年度 在宅医療セミナー スケジュール】

- ◆ 日 時：平成30年11月23日(祝・金) 9:00～17:00 ◆ 場 所：草津総合病院 9階 あおばなホール
- ◆ テーマ：療養者の思いに寄り添い、人生の最終段階までを多職種がチームで支援する
"意思決定支援"を通じて 地域を変える！ 地域が変わる！
- ◆ 形 式：市町単位のグループ形式 ◆ 日本医師会生涯教育単位取得の予定です。
- ◆ 全体進行・総括：滋賀県医師会 北野充 先生 * 本スケジュールは、若干変更する可能性があることをご容赦ください

時間	タイトル	主な講師	分類	時間(分)
9:00	① 開会あいさつ ② セミナーのねらいと期待 (趣旨説明)	・ 県医師会長 越智眞一 先生 ・ 滋賀県健康医療福祉部 角野文彦 理事	他	15
9:15	③ アイスブレイク (自己紹介・名刺交換タイム)	・ 滋賀県歯科医師会 大西啓之 先生	他	15
9:30	④ 「平成30年度 在宅医療の診療報酬改定の概要」	・ 中神医院 中神源一 先生	講義	60
10:30	休憩			10
10:40	⑤ 在宅医療『排泄・褥瘡・皮膚ケア』基礎講座		講義 演習	15
	<1> 「便秘と下痢の理解とその対応」	・ 大津市医師会 西山順博 先生		20
	<2> 「排尿障害の理解・鑑別診断・治療の基本」	・ 草津保健所 荒木勇雄 先生		15
	<3> 「排尿ケア」	・ NPO快適な排尿をめざす全国ネットの会 社会福祉法人ひだまり 山口昌子 看護師		10
	<4> 「排泄動作と環境整備」	・ 県立リハビリテーションセンター 川上寿一 先生		15
	<5> 「褥瘡発生機序・観察評価・治療」	・ 彦根保健所 切手俊弘 先生		15
	<6> 「褥瘡、ストマ、感染症予防のための皮膚ケア」	・ 彦根市立病院 北川智美 看護師		15
	<7> 「排泄と栄養管理」	・ 滋賀県栄養士会 小澤恵子 管理栄養士	15	
12:25	休憩・昼食			60
13:25	⑥ 基調講演 (仮題) 「人生の最終段階における意思決定の支援」 「人生の最終段階における医療・ケアの決定 プロセスに関するガイドライン」(厚生労働省)の神髄	・ 独立行政法人国立病院機構 東京医療センター 尾藤誠司 先生	講演	70
14:35	⑦ 体験してみよう！ もしバナゲーム		演習	30
15:05	休憩			10
15:15	⑧ グループ討論 テーマ： 「我がまちの多職種連携”こんな風にやっています”合戦」 ～人生の最終段階における意思決定の支援～	・ 在宅医療等推進協議会 三ツ浪健一 先生 ・ 永源寺診療所 花戸貴司 先生 ・ 大津市医師会 西山順博 先生 ・ 在宅医療セミナー企画委員 ・ 各市町地域リーダー	演習	70
16:25	⑨ 情報提供：びわ湖あさがおネット		実技	15
16:40	⑩ アンケート記入・修了書交付・集合写真		他	20
17:00	☆ 懇親会 (草津総合病院食堂にて1時間程度の参加者間交流を行います。自由参加です。)			

別紙 [送付状不要]

* 9月14日(金)までに送付をお願いします。

医療福祉推進課 在宅医療福祉推進担当 中村 あて

(FAX : 077-528-4851)

平成30年度在宅医療セミナー参加申込書

診療所名	
地域医師会 (該当する地域 医師会に○を 願います)	大津市 草津栗東 守山野洲 甲賀湖南 近江八幡市蒲生郡 東近江 彦根 湖北 高島市 所属無し
参加者氏名	
懇親会	() 参加する () 参加しない
昼食	* 希望により1,000円(税込み)で斡旋します () 希望する () 希望しない
連絡先	【電話番号】 【FAX】



滋 医 発 第 1 5 8 号
滋 医 福 第 1 5 3 7 号
平成30年(2018年)8月10日

各診療所 管理者 様

滋 賀 県 医 師 会 長
滋 賀 県 健 康 医 療 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

平成30年度 在宅医療セミナーの開催について(案内)

平素は、本県の地域医療推進のため日々ご尽力を賜り誠にありがとうございます。

さて、超高齢社会を迎え慢性疾患患者や認知症高齢者の増加、医療技術の進歩等による医療処置を必要とする在宅患者の増加など、在宅医療に対するニーズは増しています。

こうしたなか、医療や介護が必要になっても、本人や家族の希望に応じて在宅医療を住み慣れた家庭や地域において可能な限り提供できるよう、地域のかかりつけ医師を中心とした多職種協働によるチーム医療提供体制を整えることが必要です。

そこで、在宅医療(訪問診療)に携わる医師の増加と在宅医療に関する医学的情報の共有と情報交換を目的に、昨年度に引き続き、別紙開催要領により「在宅医療セミナー」を開催することとなりましたので、是非ともご参加いただきますようご案内いたします。

参加をご希望の場合は、別紙「平成30年度在宅医療セミナー参加申込書」を県庁医療福祉推進課あて9月14日(金)までにFAXにて送付いただくようお願いいたします。

なお、本案内は、平成29年度の医療機能調査において「在宅医療実施の意向がある」と回答していただいた先生に案内しております。

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
在宅医療福祉係 中村恭子
TEL:077-528-3529 FAX:077-528-4851

滋大医看発第 61 号

平成30年 8月20日

滋賀県医師会員 様

公益社団法人 大津市医師会長 木村 隆
 大津市医師会立看護専修学校長 山田 哲博
 (公印省略)

平成31年度(第32期生)大津市医師会立看護専修学校
 生徒募集について(お願い)

残暑の候 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本校の円滑な運営並びに教育内容の充実に種々ご協力、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

お蔭をもちまして、今年で本校は創立30周年を迎えることが出来ました。これも偏に皆様のお力添えの賜物と重ねてお礼申し上げます。

つきましては、学校案内等啓発並びに応募資料をご送付申し上げますので、ご多用中誠に恐縮とは存じますが、院内での啓発並びに応募者の推薦など、格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、資料の不足等お問い合わせについては、本校までご連絡下さいますようよろしく申し上げます。

記

推薦願書受付 平成30年11月12日(月)～11月22日(木) 必着

推薦入学試験日 平成30年12月 1日(土)

一般願書受付 平成31年 1月 7日(月)～ 1月25日(金) 必着

一般入学試験日 平成31年 2月 3日(日)

連絡先：大津市医師会立看護専修学校

TEL：077-526-2056 FAX：077-526-2893



医政医発 0720 第 2 号
平成 30 年 7 月 20 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

診療情報の提供等に関する指針について (周知)

「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(平成 15 年 9 月 12 日付け医政発第 0912001 号。以下「指針」という。)において、医療機関が保有する診療情報を提供するに当たって、どのような事項に留意すれば医療従事者等が診療情報の提供等に関する職責を全うできると考えられるかを示してきたところである。

今般、診療記録の開示に要する費用についての疑義が多数寄せられているところ、これについては下記のとおり解すべきものであるので、貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等への周知をお願いします。

また、「医療機関における診療録の開示に係る実態調査について(協力依頼)」(平成 29 年 9 月 25 日付け厚生労働省医政局医事課長事務連絡)による調査の結果(以下「調査結果」という。)は、別紙のとおりであるので併せて周知する。

記

指針 7 の「(4)診療記録の開示に要する費用」において、医療機関の管理者は、申立人から、診療記録の開示に要する費用を徴収することができ、その費用は、「実費」を勘案して合理的と認められる範囲内の額としなければならないとしている。

ここにいう「実費」とは、内容の確認等により開示請求に対応する際に生じた人件費も含まれ得るものであるが、手数料として徴収することができる費用の額については、これらの費用を含めた実際の費用を勘案して合理的であると認められる範囲内とすることが必要である。

また、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)において、法第 2 条第 5 項に規定する個人情報取扱事業者が開示請求を受けたときは、法第 33 条の規定により、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができ、手数料を徴収する場合は実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、手数料の額を定めなければならないと

されており、この法に規定される「実費」については、内容の確認等の開示請求に対応する際に生じた費用も含み得ると解されるものであることを個人情報保護委員会に確認している。

なお、調査結果を踏まえ、診療記録の開示に当たっては次の点に留意されたい。

- ・ 診療記録の開示に要する費用は、実際の費用から積算される必要があるが、個々の申し立てに応じその費用が変わり得るところ、開示に要する費用を一律に定めることは不適切となる場合があること。
- ・ 医師の立ち会いを必須とすることは、患者等が診療記録の開示を受ける機会を不当に制限するおそれがあるため、不適切であること。

(別紙)

「医療機関における診療録の開示に係る実態調査」の結果について

【調査概要】

調査期間：平成29年9月25日～平成29年10月16日

調査方法：都道府県を通じて調査票を配布

対象医療機関：全国の特定機能病院及び大学病院（87病院）

調査事項：次の項目について調査を実施。

- ①診療録の開示に要する費用
- ②診療録の開示の際の医師の立ち会いの有無
- ③遺族に対する診療録の開示手続 等

【調査結果概要】

(開示に要する費用)

- ・ 開示に要する費用については、「999円以下」が67%、「2,000円～2,999円」が2%、「3,000円～3,999円」が15%、「5,000円以上」が16%であった。
※白黒1枚を請求した場合の費用を集計。

(開示方法)

- ・ 開示方法については、「閲覧又は写しの交付としている」が82%であった。

(医師の立ち会い)

- ・ 医師の立ち会いの有無については、「必須」が5%、「求めがあれば」応じていた医療機関が57%であった。

(遺族に対する診療情報の提供)

- ・ 遺族に対する診療情報の提供については、ほぼ全ての医療機関が、申立人が診療記録の開示を求め得る者であることを証明するために、戸籍謄本・身分証明書（運転免許証）等の提出を求めている。また、戸籍謄本に記載されている者や法定相続人の全員の同意を求めている医療機関もあった。

(開示決定者)

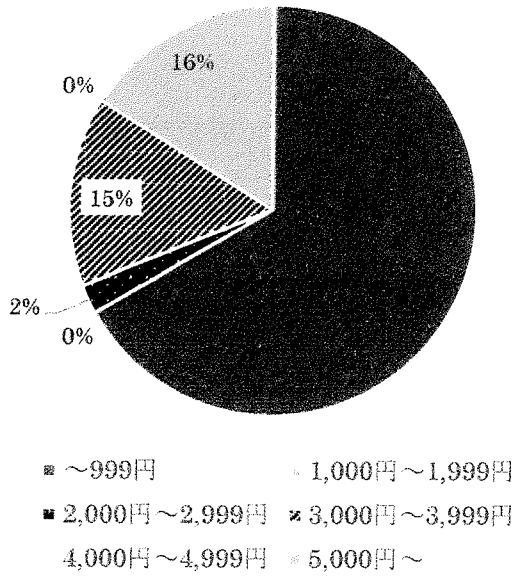
- ・ 開示決定者については、ほぼ全ての医療機関が、医療機関の管理者を開示決定者としていた。主治医や診療科長を開示決定権者とする医療機関でも、「部分開示」又は「非表示」になる場合には、病院長が含まれる診療情報開示委員会等に諮問するとされていた。

(開示所要日数)

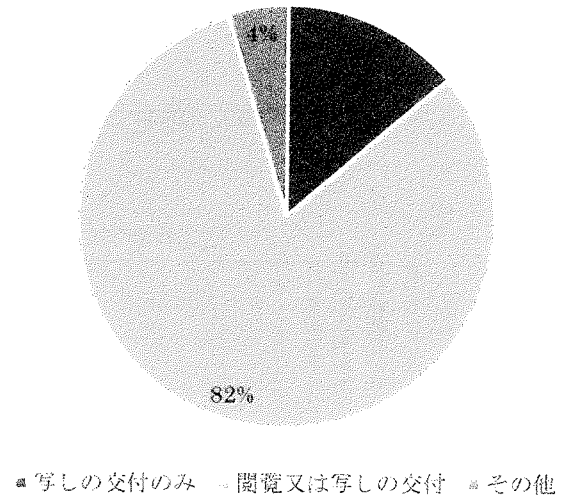
- ・ 開示所要日数については、2週間程度が38%、3週間程度が37%、4週間程度が25%であった。

【参考】

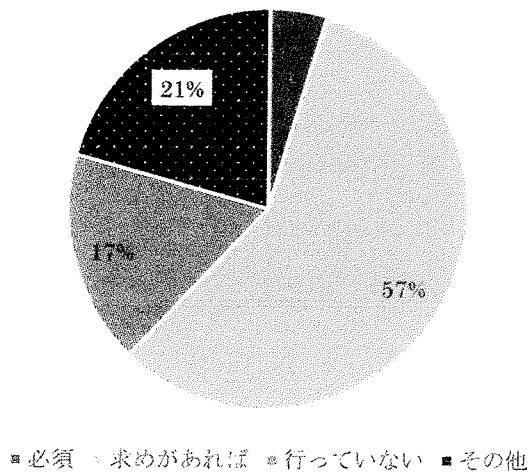
開示に要する費用



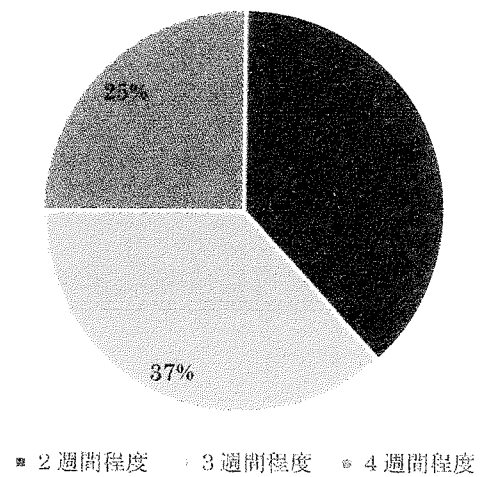
開示方法



医師の立ち会いの有無



所要日数



(保 150)

平成 30 年 8 月 21 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎

高齢者に係る高額療養費制度の見直し等について（再周知）

平成 30 年 8 月 1 日から 70 歳以上の高齢者に係る高額療養費制度が見直されたことに伴い、診療報酬請求書等の記載要領等が改正されたことについては、平成 30 年 7 月 24 日付日医発第 488 号（保 117）により、都道府県医師会長あてにご案内申し上げたところであります。

今回の改正により、70 歳以上の患者については、それぞれの所得区分に応じて、診療報酬請求書等の「特記事項」欄に略号（「26 区ア」、「27 区イ」、「28 区ウ」、「29 区エ」又は「30 区オ」）を記載等することになりましたが、診療報酬請求書等の電子請求上の対応が平成 30 年 8 月 1 日からの実施に間に合わない等の理由により、現時点では「特記事項」欄等が未記載のまま請求されることも見込まれます。

そこで、今回の改正内容が現場に浸透するまでは、「特記事項」欄等が未記載であっても一律に返戻することはせず、審査支払機関において柔軟に対応されるよう、本会から厚生労働省に対して申し入れを行いました。

その結果、今回の改正内容を改めて周知するとともに、平成 30 年 11 月請求分までは「特記事項」欄等が未記載であっても、審査支払機関において柔軟に対応される旨の別添の事務連絡が厚生労働省保険局医療課より発出されました。

今回発出された事務連絡の概要は下記のとおりですので、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の事務連絡により、平成 30 年 11 月請求分までは審査支払機関において柔軟に対応されることになりましたが、それ以降も現場での混乱が続くようであれば、改めて厚生労働省に申し入れを行いますので、その際には日本医師会医療保険課までお知らせ頂きますようお願い致します。

1. 医療機関における対応等について

- 70歳以上の患者について、以下を確認し、該当する略号又は略称を診療報酬請求書等における「特記事項」欄等に必ず記載すること。

一部負担金等の割合	限度額認定証の記載等	「特記事項」欄等に記載する略号又は略称
3割	限度額適用認定証の提示がない場合	26 区ア
3割	限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅡ」又は「現役Ⅱ」の場合	27 区イ
3割	限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅠ」又は「現役Ⅰ」の場合	28 区ウ
2割又は1割	限度額適用認定証の提示がない場合	29 区エ
2割又は1割	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証「Ⅰ」又は「Ⅱ」の場合	30 区オ

※ 特定医療費受給者及び特定疾患医療受給者の取扱いについては、通知によること。

- 限度額適用認定証を受給している患者であるにもかかわらず、医療機関等の窓口等にて当該認定証の提示がなかった等の場合は、高齢受給者証等の一部負担金等の割合が3割の場合は「26 区ア」、2割又は1割の場合は「29 区エ」と記載すること。
なお、この場合において、上限額を超えて支払われた一部負担金等の額については、後日、患者が各保険者に払い戻しの申請を行うことができるものであること。
- 診療報酬請求書等の電子請求の対応が間に合わない等の原因により、「特記事項」欄等が未記載で請求した場合については、平成30年11月請求分までは、一律に返戻することなく柔軟に対応するよう審査支払機関等に連絡済であること。

2. 「特記事項」欄等が未記載であった場合の審査支払機関における対応について

- 負担割合が3割の患者において請求されるレセプトについては、「特記事項」欄の略号又は「特記」欄の略称（以下、「略号等」という。）を「区ア」とみなすこと。ただし、「負担金額」又は「一部負担金額」が、請求点数からみて3割分でない場合、又は「区ア」の限度額に一致していない場合は、略号等において「区イ」又は「区ウ」の該当であることが疑われるため、返戻等により略号等の確認及び記載を行うこと。
- 負担割合が2割又は1割の患者において請求されるレセプトについては、略号等を「区エ」とみなすこと。ただし、摘要欄等において、低所得Ⅱ又は低所得Ⅰの確認ができた場合は「区オ」とみなすこと。
- 医療保険と特定疾病給付対象療養の併用レセプトの場合についても返戻等により略号等の確認及び記載を行うこと。

講演会・研修会等のご案内

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
★ 9月6日(木) 14:30～16:30	労災診療研修会(大津会場)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海 大津市におの浜4-7-7	1.本年4月に改定された労災診療費算定基準等について 2.労災審査から見た労災診療費請求上の留意点について 3.労災保険情報センターが行う事業について～立替払いと補償保険～ 4.労災診療費請求の留意点について(労災診療費算定実務研修)	滋賀県 医師会	保険担当 FAXにて案内	会報8月号掲載
9月25日(火) 15:00～16:00	平成30年度死体検案研修会 (近江八幡市蒲生郡)	竜王町公民館 蒲生郡竜王町大学小口276-1	テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 1単位、CC6
9月27日(木) 15:00～16:00	第3回小児救急医療地域医師 研修会	琵琶湖ホテル3階 「瑠璃の間」 大津市浜町2-40	テーマ「子ども虐待」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員長 西島 節子 先生	滋賀県 医師会	大津市医師会	会報7月号掲載
9月27日(木) 14:30～15:30	平成30年度死体検案研修会 (東近江)	東近江地域医療センター 多目的室 東近江市中小路町483-4	テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 1単位、CC6
10月11日(木) 14:00～16:00	医療安全管理研修会(医療事 故未然防止研修会)	栗東芸術文化会館ささら 中ホール 栗東市緑2丁目1-28	1.報告「医療事故調査制度、医事紛争・苦情相談受付の現状について」 滋賀県医師会 理事 高橋 健太郎 先生 2.講演「医療機関におけるトラブル、窓口対応法等(仮題)」 滋賀県医師会 顧問弁護士 田村貴哉法律事務所 弁護士 松島 温 氏	滋賀県 医師会	医療安全担当 FAXにて案内予定	調整中
10月25日(木) 14:30～15:30	第4回小児救急医療地域医師 研修会	東近江地域医療支援セン ター内多目的室 東近江市中小路町483-4	テーマ「子ども虐待」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 多賀 崇 先生	滋賀県 医師会	東近江医師会	会報7月号掲載
10月25日(木) 14:00～15:00	平成30年度死体検案研修会 (守山野洲)	守山市すこやかセンター 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 1単位、CC6
★ 11月1日(木) 14:30～16:30	労災診療研修会(米原会場)	県立文化産業交流会館 小劇場 米原市下多良2-137	1.本年4月に改定された労災診療費算定基準等について 2.労災審査から見た労災診療費請求上の留意点について 3.労災保険情報センターが行う事業について～立替払いと補償保険～ 4.労災診療費請求の留意点について(労災診療費算定実務研修)	滋賀県 医師会	保険担当 FAXにて案内	会報8月号掲載
11月8日(木) 15:00～16:30	学校保健学校医研修会	ピアザ淡海 大津市におの浜1丁目1-20	テーマ「学校における感染症対策について(仮題)」 京都市立病院 清水 恒広 先生	滋賀県 医師会	学校保健担当	調整中
11月17日(土) 14:30～17:15	第35回滋賀医学会総会	琵琶湖ホテル 大津市浜町2-40	テーマ「胃癌診療のトータルマネジメントを考える」	滋賀県 医師会	生涯教育担当	
11月28日(水) 14:00～15:00	平成30年度死体検案研修会 (彦根)	彦根市保健・医療複合施 設 くすのきセンター 彦根市八坂町1900-4	テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 1単位、CC6
11月29日(木) 15:00～16:00	第5回小児救急医療地域医師 研修会	湖北医師会内 メディカルサポートセンター 長浜市宮司町1181-2	テーマ「子ども虐待」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 成宮 正朗 先生	滋賀県 医師会	湖北医師会	会報7月号掲載
12月20日(木) 14:00～15:00	第6回小児救急医療地域医師 研修会	すこやかセンター内 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「子ども虐待」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 伊藤 英介 先生	滋賀県 医師会	守山野洲医師会	会報7月号掲載
12月21日(金) 14:30～15:30	第7回小児救急医療地域医師 研修会	今津サンブリッジホテル 高島市今津町今津1689-2	テーマ「子ども虐待」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 有田 泉 先生	滋賀県 医師会	高島市医師会	会報7月号掲載
12月27日(木) 15:00～16:00	平成30年度死体検案研修会 (大津市)	琵琶湖ホテル 3F瑠璃 大津市浜町2-40	テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 1単位、CC6
1月26日(土) 16:00～17:00	第8回小児救急医療地域医師 研修会	草津市立サンサンホール 草津市大路二丁目11-51	テーマ「子ども虐待」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 吉岡 誠一郎 先生	滋賀県 医師会	草津栗東医師会	会報7月号掲載
2月28日(木) 16:00～17:00	平成30年度死体検案研修会 (甲賀湖南)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 1単位、CC6
3月28日(木) 15:00～16:00	平成30年度死体検案研修会 (湖北)	湖北医師会 長浜市宮司町1181-2	テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 1単位、CC6
3月30日(土) 16:00～17:00	第9回小児救急医療地域医師 研修会	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「子ども虐待」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 田中 直人 先生	滋賀県 医師会	甲賀湖南医師会	会報7月号掲載

草津栗東医師会・行事予定表

平成30年 9月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	土			
2	日			
3	月			
4	火			
5	水			
6	木	湖南圏域重度障害児者医療ネットワーク検討委員会	pm 3:00~	守山野洲医師会
7	金			
8	土	囲碁同好会	pm 2:00~	医師会会議室
9	日			
10	月	第2回 ホームページ運営委員会	pm 2:00~	医師会会議室
11	火			
12	水			
13	木	第4回滋賀県医師会・地域医師会会長会議	pm 2:30~	医協ビル3F
		ダンス同好会	pm 7:00~	プロムナード
14	金	第4回地域職域医師会保険担当役員協議会	pm 2:00~	医協ビル3F
15	土	囲碁同好会	pm 2:00~	医師会会議室
16	日			
17	月・祝	敬老の日		
18	火			
19	水			
20	木			
21	金			
22	土	9月理事役員会	pm 2:00~	医師会会議室
23	日			
24	月・祝	振替休日		
25	火			
26	水			
27	木	草津市・栗東市胃がん検診精度管理委員会	pm 3:30~	サンサンホール2F
		志津学区の医療福祉を考える会議	pm 7:30~	志津まちづくりセンター
		ダンス同好会	pm 7:00~	プロムナード
28	金			
29	土	9月例会	pm 2:00~	サンサンホール3F
		学校医研修会	pm 3:30~	サンサンホール3F
30	日	ゴルフ同好会		日野GC